

はじめての

現役書記官に聞く

調停手続きセミナー

家庭裁判所の調停ってどんなことなの？



裁判と違うの？

養育費？

夫婦間のトラブル
解決できるの？

面会交流？

別居中の生活費？

参加費
無料

「本人同士だけでは話し合いがまとまらない」「相手と直接会いたくない」「だけどきちんと取り決めはしておきたい」——。離婚等にまつわるトラブルがあるときに利用できるのが家庭裁判所の調停です。人と人との間に裁判所が入って話し合いをすすめるこの制度について、手続き方法や専門用語などを家庭裁判所の書記官がわかりやすく説明します。

日時

12月5日(水) 9:30~11:30

会場

エル・ソーラ仙台 大研修室(アエル28階)

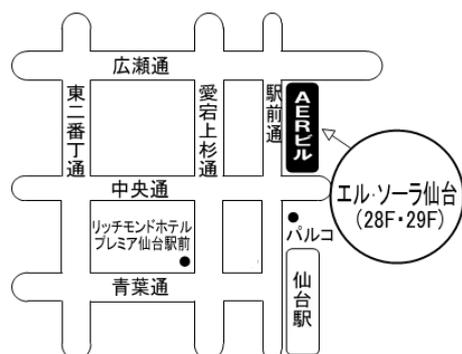
- ✿講師 仙台家庭裁判所 書記官
- ✿対象 仙台市内に在住・在勤の女性(定員50名)
- ✿申込 10/9(火) 9:00より電話で(先着順)
- ✿託児 11/27(火) 17:00まで要申込み(先着順/6ヵ月~小学1年生まで)
お子さん1人あたり300円
しょうがいのあるお子さんや上のお子さんについてもご相談ください

●申込・問合せ先

仙台市男女共同参画推進センター
エル・ソーラ仙台 相談支援係(アエル29階)

TEL 022-268-8302

受付時間 月・水~土 9:00~17:00
火 9:00~21:00
(祝日・休館日を除く)



※申し込みの際にいただいた個人情報は、本講座の受付名簿作成にのみ使用します。

主催：仙台市 (公財) せんだい男女共同参画財団 <http://www.sendai-1.jp/>

